

豊田市重層的支援会議定例会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市重層的支援会議定例会の設置及び構成並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 重層的支援体制推進事業の実施にあたり、複雑化・複合化した困りごとを抱えた市民の支援を円滑に実施する施策及び孤独・孤立の状態となることの予防を含めた支え合いの地域づくりを推進する施策を検討するため、豊田市重層的支援会議定例会（以下「本会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 本会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）重層的推進体制推進事業における支援事例の情報共有に関すること。
- （2）支援円滑化に向けた課題共有及び対策の検討に関すること。
- （3）個別支援に利用できる地域資源等の情報共有に関すること。
- （4）多機関連携を促進するための研修の実施に関すること。
- （5）多様な主体が実施する支え合いの地域づくりやつながりを創出する取組などの情報共有及び推進策に関すること。
- （6）その他重層的推進体制推進事業に資すること。

（構成）

第4条 本会議は、別表第1及び別表第2に掲げる支援機関で構成する。

2 本会議は、次に定める会議で構成する。

- （1）別表第1の構成員（管理職）が参加する全体定例会
- （2）別表第2の構成員（管理職）が参加する支援円滑化定例会
- （3）別表第2の構成員（担当者）が参加する支援円滑化定例会

（本会議の開催）

第5条 本会議は、よりそい支援課が招集し実施する。前条の定例会のいずれかを、必要に応じて開催する。ただし、参加者の都合によっては、この限りではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

豊田市重層的支援会議定例会（全体定例会）の構成員

	主催者	参加者
所属	よりそい支援課	【こども・若者部】 こども・若者政策課 こども家庭課 保育課
		【福祉部】 地域包括ケア企画課 生活福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
		【保健部】 保健支援課 健康づくり応援課
		【地域振興部】 地域支援課
		【生涯活躍部】 市民活躍支援課
		【美術・博物部】 当該部から選出された者
		【教育委員会】 青少年相談センター（パルクとよた）
		【その他】 社会福祉協議会及びとよた多世代参加支援プロジェクト等必要な支援機関

別表第２（第４条関係）

豊田市重層的支援会議定例会（支援円滑化定例会）の構成員

	主催者	参加者
所属	よりそい支援課	【こども・若者部】 こども・若者政策課 こども家庭課

		【福祉部】 生活福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課
		【保健部】 保健支援課
		【生涯活躍部】 とよた男女共同参画センター
		【教育委員会】 青少年相談センター（パルクとよた）
		【その他】 社会福祉協議会及びとよた多世代参加支援プロジェクト等必要な支援機関